

平成21年度 組織目標(琵琶湖環境部)

所属名：森林政策課・森林保全課
実施日：平成21年4月1日

使命(誰にどのような貢献をするか)

琵琶湖の保全と、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与していくため、琵琶湖森林づくり条例の理念に基づき、滋賀の森林が持つ多面的機能(水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止、保健休養、木材等林産物の循環利用など)の持続的発揮のための森林づくりを長期的な展望に立ち、県民の主体的な参画を促進し、もって県民の期待に応えていく。

メッセージ:「森林を守り育て 琵琶湖と人々を支える」

課・室・グループの目標

組織目標	前年度の実績値、またはこれまでの推移等(C)	平成21年度目標値(P)	目標値の考え方改善点など(A)	目標達成に向けての実施方策・スケジュール(D)
新琵琶湖森林づくり基本計画(戦略プロジェクト)の見直し	・平成17年度～平成32年度の長期計画である「琵琶湖5年目」を迎えることから、社会経済状況の変化に対応するため戦略プロジェクトを見直しを行う。	・基本計画のうち、戦略プロジェクトを中心に見直しを実施する。	・地球温暖化防止対策として森林に大きな役割が課せられ、また森林資源の成熟化等にもない県産木材の活用が求められる等森林・林業を取り巻く環境が策定当時と変化している。 ・今後5カ年間で緊急に、重点的に取り組むべき施策を戦略プロジェクトとする。	・県民、森林所有者の意見を聴くため5～7月に県下4カ所で意見交換会を開催。 ・森林審議会に見直しを諮問し、10月末までに答申をもらう。 ・1月頃にフォーラムを開催し、見直し案を県民に説明する。 ・年度内に基本計画(戦略プロジェクト)の見直しを完了する。
新木材生産流通体制の整備	・滋賀県型木材生産流通システム構築事業において、集約化と低コスト施策が実施可能な利用計画の策定を図るものにも、県域モデルと2箇所の地域モデルを策定した。	・施業の集約化、低コスト施業の実践 2モデル地域 ・流通拠点の整備に向けた検討会の開催と計画検討	・県産木材の生産から流通までの一貫した木材生産流通体制の早期実現のため、人材育成と併せて、施業の集約化と高性能林業機械の導入による低コスト施業を基本とした木材生産を2モデル地域で実施する。 ・流通の拠点整備の検討会を設置し、木材生産、加工、流通の関係者の合意形成を図りつつ、拠点整備の計画を検討する。	・人材育成 5月～2月 ・集約化研修 ・施業プランナー育成研修 ・搬出路開設ハレター育成研修 ・高性能林業機械ハレター育成研修 ・モデル施業の実施 ・モデル地域の設定、計画、準備 4月～8月 ・モデル地域1 8月～11月 ・モデル地域2 11月～2月 ・流通拠点整備検討 ・検討会設置 5月 ・検討会5回 6月～2月 ・経営技術者養成研修

組織目標	前年度の実績値、または これまでの推移等 (C)	平成21年度 目標値 (P)	目標値の考え方 改善点など (A)	目標達成に向けての 実施予定・スケジュール (D)
次代の森林を支える 人づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度 115校 平成20年度 202校 	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境学習「やまのこ」 参加校数 241校 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校、私立、各種 学校などを含め、全ての小学 4年生に、森林環境学習を 実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町、学校への説明や教員研修、学 校での事前・事後学習の推進等を積極 的に進める。 専任指導員研修や、学習プログラム の充実を図り、より体験型のプログラ ムとなるよう効果のある内容にする。
環境に配慮した 森林づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 間伐実施面積 H19 3,060ha H20(見込) 2,950ha 〔うち陽光差し込む健康な森林 づくり事業 H19 142ha H20(見込) 687ha〕 	<ul style="list-style-type: none"> 間伐実施面積 3,100ha 〔うち 陽光差し込む 健康な森林づくり事業 680ha〕 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止・森林吸収 源対策をはじめ、森林の多面 的機能の持続的発揮を図るた め、間伐を中心とした森林整 備を実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖森林づくり基本計画に基づ き、造林事業や治山事業による間伐を 実施すると共に、放置人工林の針広混 交林化を進める。環境林整備事業や農業 用水、漁場保全に重要な流域における 除間伐を実施する。
新保安林指定の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度 保安林指定申請面積 560ha 平成20年度 保安林指定申請面積 390ha 	<ul style="list-style-type: none"> 保安林指定申請面積 500ha 	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖森林づくり基本計画 に基づき、保安林指定の推進 に努める。 指定にあたっては、水源か ん養保安林を優先的に指定す る。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林所有者は勿論、地域住民や関係 市町との理解と協力が得られるよう、 様々な機会を捉えての普及啓発、パ ンフレット等の媒体を活用した地元説 明会等の開催に努める。
造林公社の抜本的改 革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特定調停について鋭意協議 を進めた。 これまでの国県の政策、公 社の運営等について検証する 検証委員会を設置、運営した 国への支援要望を行い、国 地方による「経営対策等に 関する検討会」が設置され2 1年度措置が明らかにされた。 議会の特別な関与に関する 条例を制定した。 公社からの弁済に係る弁済 合意書の催告を適正に行うた めの委員会を設置、運営した。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定調停の早期成立を図 る。 公社に経営計画策定検討 委員会を設置し、検証委員 会の検証結果報告を踏ま え、平成22年12月ま でを目途に両公社の経営計画 の策定を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 公社の抜本的改革を図るた め、長期ビジョンと中期的な 計画を含む経営計画を策定す ることにより、着実な推進を 図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定調停成立に向け、精力的に調停 内外で協議を実施。 4月：関与と条例に基づき、知事から 両公社に計画策定を求める。 4月～9月 検証委員会を月1回程 度開催し、9月を目途に報告を受けら れるよう進める。 その後：公社に経営計画策定委員会 を設置、1～2か月に1回程度会議を 開催し検討、22年12月までを目途 に計画を策定できるよう進める。